

「自己資本の構成に関する開示」

＜みずほコーポレート銀行＞
平成25年3月末

【連結】

(単位:百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の該 当番号
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式に係る株主資本の額	3,057,973	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	2,443,305	1a
うち、利益剰余金の額	1,169,097	2
うち、自己株式の額(△)	-	1c
うち、社外流出予定額(△)	554,429	26
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
普通株式に係る新株予約権の額	-	1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	493,752	3
普通株式等Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額	43,468	5
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	93,656	-
少数株主持分等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第6条第1項)により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	93,656	-
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額(イ)	3,195,098	6
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	8+9
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	-	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	10
繰延ヘッジ損益の額	-	11
適格引当金不足額	-	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	14
前払年金費用の額	-	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	17
少数出資金金融機関等の普通株式の額	-	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	25
その他Tier1 資本不足額	-	27
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額(ロ)	-	28
普通株式等Tier1 資本	3,195,098	29
普通株式等Tier1 資本の額((イ)-(ロ))(ハ)		
その他Tier1 資本に係る基礎項目 (3)		
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-	32
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	-	-
その他Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	10,850	34-35
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	989,717	33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	989,717	33
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	△ 86,335	-
その他の包括利益累計額に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第2項)によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	△ 86,335	-
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額(ニ)	914,231	36
その他Tier1 資本に係る調整項目		
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	38
少数出資金金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	39
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	40
経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	37,994	-
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額	37,994	-
Tier2 資本不足額	-	42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ)	37,994	43
その他Tier1 資本	-	-
その他Tier1 資本の額((ニ)-(ホ))(ヘ)	876,236	44
Tier1 資本		
Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ))(ト)	4,071,335	45

【連結】

(単位:百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の該 当番号
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)		
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	46
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-	
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	-	
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	12,173	48-49
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	659,461	47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	646,373	47
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社を除く。)の発行する資本調達手段の額	13,087	49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	80,345	50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	2,522	50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	77,822	50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	324,616	
その他の包括利益累計額に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第2項)によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	324,616	
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	1,076,597	51
Tier2 資本に係る調整項目		
自己保有Tier2 資本調達手段の額	-	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	54
235,464		
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	55
915		
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	17,813	
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額	17,813	
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	17,813	57
Tier2 資本		
Tier2 資本の額((チ)-(リ))(ヌ)	1,058,783	58
総自己資本		
総自己資本の額((ト)+(ヌ))(ル)	5,130,118	59
リスク・アセット (5)		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	2,508,423	
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	2,508,423	
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	36,873,893	60
連結自己資本比率		
連結普通株式等Tier1 比率((ハ)/(ヲ))	8.66%	61
連結Tier1 比率((ト)/(ヲ))	11.04%	62
連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	13.91%	63
調整項目に係る参考事項 (6)		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	329,887	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	82,034	73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	21,871	75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)		
一般貸倒引当金の額	2,522	76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	35,171	77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	77,822	78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	162,919	79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)		
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	989,717	82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	109,968	83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	659,461	84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	73,273	85